

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁵⁴〕法人税関係その55

中小企業経営強化税制の対象になった テレワーク等のための設備投資について

Q テレワーク等のための設備投資が中小企業経営強化税制の対象になったそうなので、これについて教えてください。

A 中小企業経営強化税制とは、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できるものです。

これまで、生産性向上設備（A類型）収益力強化設備（B類型）が対象になっておりましたが、新たにデジタル化設備（C類型）が対象に加われました。

デジタル化設備とは、中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備の対象に、業務のデジタル化（テレワーク等）を促進するために、遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする投資計画に記載された設備です。

それぞれの定義は以下のとおりです。

遠隔操作

- 1) デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること
- 2) 以下のいずれかを目的とすること
 - A) 事業を非対面で行うことができるようにすること
 - B) 事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること

可視化

- 1) データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと
- 2) 1)のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること
- 3) 1)により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化()を行うことができるようにすること

自動制御化

- 1) デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること
 - 2) 1)の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること
- () 「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

デジタル化設備とは、上記のいずれかに該当する投資計画を達成するために必要不可欠な設備で、対象となる設備は次のとおりです。

設備の種類	用途又は細目	最低価額（1台1基又は一の取得価額）
機械装置（※1, 5）	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品（※2, 6）	全て	30万円以上
建物附属設備（※3, 5, 6）	全て	60万円以上
ソフトウェア（※4, 6）	全て	70万円以上

（注）上記表中の 1～6は、事業用途によって対象から除かれる設備についての注意書きとなっておりますが、紙面の都合上割愛させていただきました。

対象となる設備についての詳細は、下記の中小企業庁ホームページ【中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」/ 3 . 経営力向上計画の認定申請等について / 3 - 1 申請の手引き / 税制措置・金融支援活用の手引き（令和2年10月1日更新）】をご覧ください。

経営力向上設備等のうち、中小企業経営強化税制のデジタル化設備（C類型）を取得する経営力向上計画を申請される方は、計画申請の際、経済産業局によるデジタル化設備に関する確認書が必要になります。

設備取得の前に、経済産業局へ発行を申請し、デジタル化設備に関する確認書を取得してください。

なお、確認書は申請してから発行されるまで数日～1ヶ月程度かかるため、余裕を持った申請をお願いします。詳細は中小企業庁のホームページをご覧ください。

（中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、木下匡晃グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

どこでも申告・納税
インターネット（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！